

小山市共同水道補助金について

1. 補助対象となる水道組合及び事業

① 新設事業

小山市水道事業の給水区域外、または給水区域内で5年以内に給水が困難と認められる地域において、共同で生活用水を確保することが必要と認められた組合の工事(規模、施設の能力等により、専用水道または小規模水道の設置申請が必要)。ただし、集合住宅、貸家、社宅等のみを対象とする施設の設置を除く。

② 改修事業

①の目的で設置された共同水道組合の改修工事。

2. 補助対象となる工事

井戸堀、ポンプ小屋、水中ポンプ、圧力タンク、滅菌器、配電盤、水道本管等の新設・改修事業に係る費用。新設事業・さく井工事の場合は、法定水質検査費(51項目)が補助対象。

※ただし、以下の費用は対象外。

- ・止水栓以下(メーター、宅内配管等、個人負担の施設)
- ・消火栓
- ・消耗品(消毒用薬剤、残留塩素測定器・試薬等)
- ・水質検査費(新設事業・さく井工事以外)
- ・補助金申請手数料
- ・その他安全に水を供給するうえで必要ではないと認められる工事

3. 補助金額

事業の種類	補助率	限度額(千円未満切捨て)
新設事業	工事費用の3分の1	600万円
改修事業	工事費用の3分の1	400万円

※同一組合が年度内に複数の工事をそれぞれ申請した場合、上記限度額までの交付になります。

4. 申請について

工事着手の1週間前までに水道施設課に申請書をご提出ください。

ただし、**緊急性のある工事**については、承認を受けた場合に限り、申請前の工事着手が認められますので、電話等で速やかに水道施設課までご連絡ください。この場合、工事着手後速やかに申請書を提出してください。

※事前連絡なしの工事着手や申請書の提出が遅れると補助金を交付できない場合がありますので、十分ご注意ください。